

国立大学法人秋田大学の達成すべき
業務運営に関する目標（中期目標）

平成26年3月25日，文部科学大臣提示

平成22年3月29日，文部科学大臣提示

国立大学法人秋田大学の中期目標

(前文)大学の基本的な目標

秋田大学は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、地域と共に発展し地域と共に歩むという存立の理念を掲げる。この見地から本学は、地域の現実を踏まえた教育研究の場において、優れた人材の育成に努めるとともに、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れることに努める。そのために、他の高等教育機関との連携による柔軟な組織づくりを推進する。

人材育成については、本学を構成する各学部は、それぞれ固有の専門教育によって、さらには諸学諸組織の融合を通じて、地域社会を担う専門的職業人と国際社会に活躍する高度専門職業人及び学術を担う研究者を育成する。このためには、主体性と節度のある社会人となるための充実した教養教育が不可欠である。こうした基本認識に立って、秋田大学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学習者中心の大学たることを目指す。

以上のような理念と指針に基づいて、活動の基本的な目標を以下に定める。

1. 教育においては、その内容と質が国際的に通用する水準を維持するように努め、時代の諸課題に取り組む人材を育成する。
2. 研究においては、地域の現実から人類の諸課題へ視野を拡大させた、特色ある研究活動を推進し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。
3. 社会貢献においては、大学開放事業の推進や医療・福祉の充実、教育・産業振興に参画し、地域の羅針盤としての役割を果たす。
4. 国際化においては、学生教職員の海外留学・派遣を促進し、アジアの国々をはじめとした諸外国の留学生・研究者の受け入れの増加と受け入れ環境の整備に努める。
5. 大学経営においては、学長の指導力を高め、迅速な意思決定の下に、諸資源を効果的に投入することにより、存立基盤を充実させる。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するために、別表に記載する学部、研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標

- ①本学の理念・目標及びアドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を行う。
- ②教養基礎教育及び専門教育において、コミュニケーション能力，問題解決能力，価値判断力をもち，地域の現実に課題意識をもった人材を育成する。
- ③大学院の教育課程を充実させ，専門的知識と実践的能力を備えた高度専門職業人及び国際的水準の研究を担う研究者を養成する。
- ④学習成果の達成度が明確になる成績評価システムを構築し，厳格な成績評価を実施する。

(2)教育の実施体制等に関する目標

- ①全学の教員が連携し，FD活動を強化しつつ，教員の指導力，教育力を向上させる。
- ②教育・研究活動に対する社会の要請に対応して，講座等の見直しを行い，必要に応じて学部・大学院研究科の組織を整備する。

(3)学生への支援に関する目標

- ①学生が自らの将来を展望し，意欲的に学べるように各種の支援を行う。
- ②学生への初年次から卒業後までを視野に入れた総合的なキャリア支援を実施する。
- ③学生が心身共に健康で安心して勉学に取り組めるよう，各種の支援を行う。

2 研究に関する目標

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ①地域に根ざす大学としての個性を発揮し，国際的水準の研究とともに，地域的特性を踏まえた研究を推進する。

(2)研究実施体制等に関する目標

- ①研究組織の弾力化を促進し，研究環境を改善する。

3 その他の目標

(1)地域を志向した教育・研究に関する目標

- ①地域社会と連携し，全学的に地域を志向した教育・研究を推進する。

(2)社会との連携や社会貢献に関する目標

- ①地方自治体・企業や他の教育機関と連携し，地域社会に対する教育サービスを推進する。
- ②北東北国立3大学の連携を推進する。
- ③地域との連携を強化し，地域の発展に寄与する。

(3)国際化に関する目標

- ①国際交流を推進し、学生や教職員の受け入れ・派遣を拡充し、国際人として通用する人材を育成する。
- ②グローバル化の中で世界に開かれた大学として国際的な学術研究を推進する。

(4)附属病院に関する目標

- ①大学病院としての機能の充実と良質な医療の提供を推進するとともに、健全な病院経営を推進する。
- ②先進的臨床研究を推進する。
- ③優れた医療人の養成を推進する。
- ④秋田県の医療における重要課題に取り組み、地域医療に貢献する。

(5)附属学校に関する目標

- ①包括的なマネジメント体制の下に学部と連携し、地域の抱える教育諸課題の解決に向けて中心的な役割を果たす。
- ②教育実習における学部との連携を強化するとともに、現職教員の資質・能力を高める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ①業務・組織体制の見直し、改善も含め、戦略的・機動的な業務運営を行う。
- ②ワークライフバランスを考慮し、教職員の勤務環境の改善に取り組む。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ①機動的な事務組織体制を整備し、本学の理念を実現するための教育研究活動を支援する。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ①競争的資金、寄附金その他の外部資金の積極的な獲得を目指し、自己収入を安定的に確保する。

2 経費の抑制に関する目標

(1)人件費の削減

- ①「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2)人件費以外の経費の削減

①管理的経費等を効率的に執行し、財務内容の健全性を確保する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

①全学的かつ経営的視点に立って大学が保有する資産の効果的・効率的な運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

①自己点検・評価を大学運営に有効に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

①優れた教育・研究活動、社会貢献活動などの情報を公開し、発信すべき情報を多様なメディア等を駆使して積極的に広報する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

①計画的な施設設備の整備・活用等を行い、学習者中心の良好なキャンパス環境を形成する。

2 安全管理に関する目標

①全学的なリスクマネジメント体制を整備し、内部統制機能を強化するとともに、リスク管理について教職員及び学生の意識を向上させる。
②情報セキュリティ基盤を強化する。

3 法令遵守に関する目標

①法令遵守に対する教職員の意識啓発や仕組みづくりを行い、透明性・公平性を確保する。

別表(学部, 研究科等)

学 部	国際資源学部 教育文化学部 医学部 工学資源学部 理工学部
研 究 科	教育学研究科 医学系研究科 工学資源学研究科